



# 埼玉県報

第 2 6 3 9 号  
平成26年10月21日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [平成26年度埼玉県准看護師試験の実施\(保健医療政策課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [宅地建物取引業法に基づく免許取消処分\(建築安全課\)](#)
- [県道さいたま鳩ヶ谷線の供用の開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま東村山線\(新座市野火止\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千二百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人女性発明談話室舎光会
- 三 代表者の氏名  
古内 衣枝
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市元郷五丁目二十番九号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、発明の奨励とそのための創意工夫の高揚を図り、また発明考案品の実用化促進と知的財産権制度の普及啓発、科学技術の振興を通じて我が国産業の発展と地域経済活動への貢献を通じて公共の福祉に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百七十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

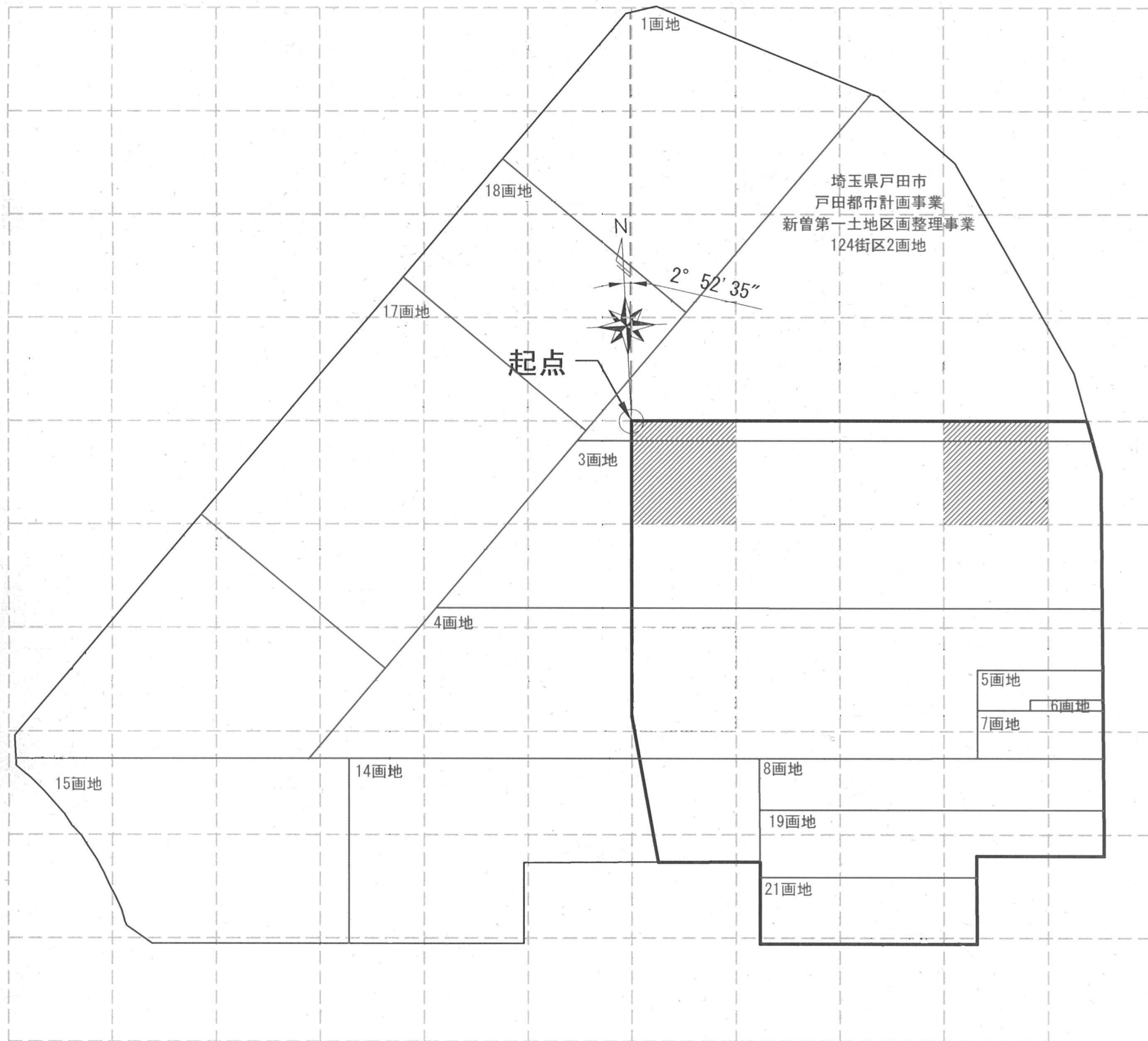
#### 一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県戸田市戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業百二十四街区二画地の一部、三画地の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

#### 三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



埼玉県戸田市  
戸田都市計画事業  
新曽第一土地区画整理事業  
124街区2画地

**起点**  
起点は、戸田市大字新曽字柳原661番1の最北端とする。

**格子の回転角度**  
2度52分35秒  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

**凡例**

- 10m単位区画
- 仮換地図
- ▨ 要措置区域
- ▭ 申請に係る調査範囲

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百七十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

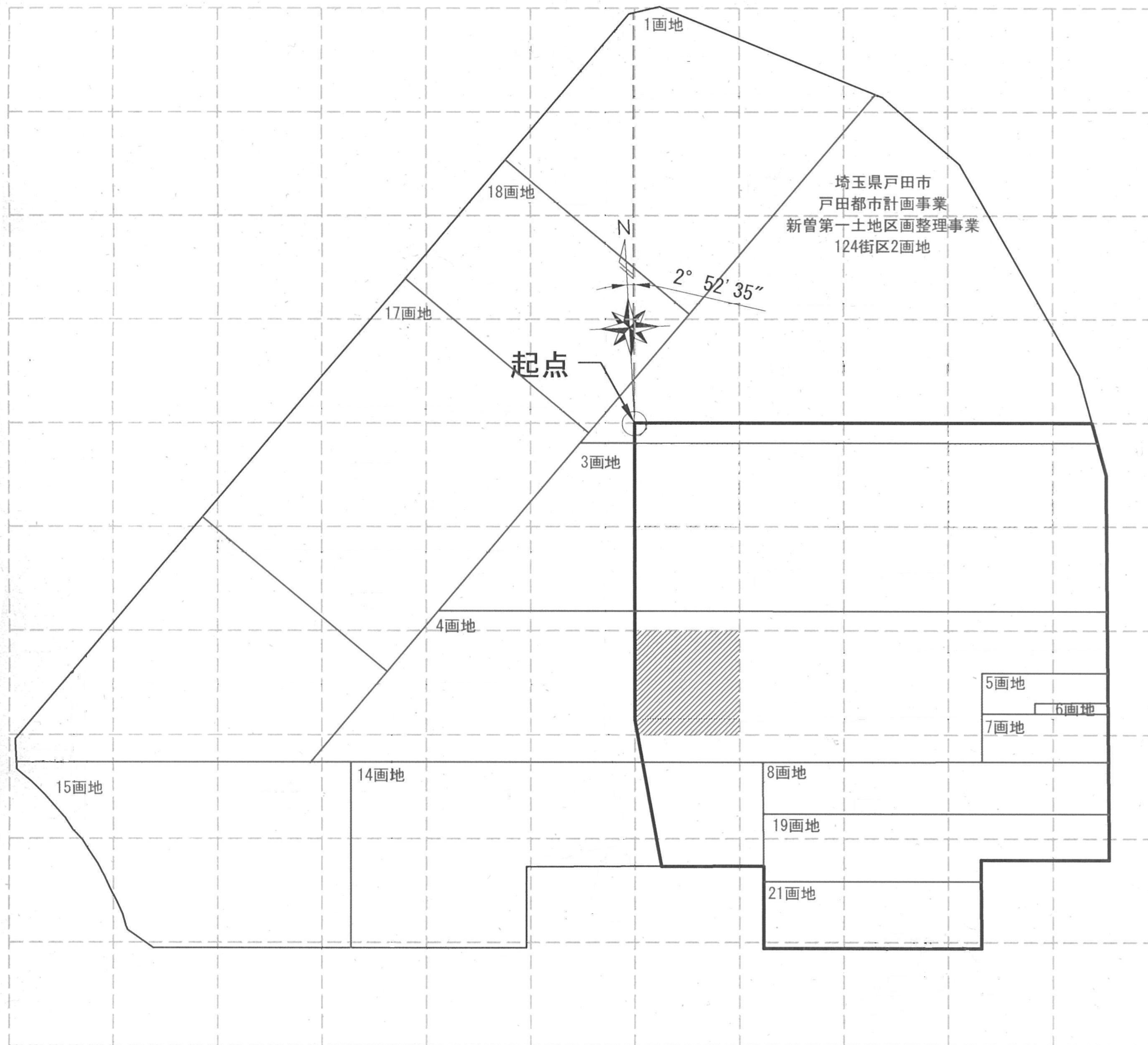
#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県戸田市戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業百二十四街区四画地の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



**起点**  
起点は、戸田市大字新曽字柳原661番1の最北端とする。

**格子の回転角度**  
2度52分35秒  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 凡例**
- 10m単位区画
  - 仮換地図
  - ▨ 形質変更時要届出区域
  - ▭ 申請に係る調査範囲

0m 5m 10m

# 告示

埼玉県告示第千二百七十七号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、  
埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十七年 二月二十二日（日）	埼玉県越谷市三野宮八百二十番地 埼玉県立大学

## 二 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

## 三 受験資格

次のイからへまでのいずれかに該当する者

- イ 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成二十七年三月に修業する見込みの者を含む。）
- ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十七年三月に卒業する見込みの者を含む。）
- ハ 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成二十七年三月に修業する見込みの者を含む。）
- ニ 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十七年三月に卒業する見込みの者を含む。）
- ホ 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣がハ又はニに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの
- ヘ 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、ホに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

## 四 受験手続

### イ 提出書類

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十  
七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること

ハ 受付期日

平成二十七年一月九日（金）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで

ニ 受付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

職員会館三階六三一会議室

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十七年三月十一日（水）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十七年三月十一日（水）午前十時から四月十日（金）まで



# 告 示

埼玉県告示第千二百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友朝霞根岸店

埼玉県朝霞市根岸台五丁目三番二十号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

高野志津夫

埼玉県朝霞市根岸台二丁目十番二十四号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十六年八月一日

# 告 示

埼玉県告示第千三百七十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県本庄市児玉町小平字上間瀬二〇一三の六、二〇一三の八、二〇二一の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養のため

三 解除の理由

道路用地とするため

# 告 示

埼玉県告示第千三百八十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三 十五 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市玉井三百七十二番一 他一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百二十立方メートル

# 告示

埼玉県告示第千三百八十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、平成二十六年十月十五日付けで、次のとおり免許を取り消した。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県知事 上田清司

株式会社魚野開発	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
雄	代表取締役 大西文		埼玉県川口市芝中田一丁目五番五号

## 告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

<p>さいたま鳩ヶ谷線</p>	<p>路線名</p>
<p>川口市大字新井宿四番一地先から 同市桜町二丁目四一番四地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年十月二十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十三年二月二十二日付け、埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三三〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 水村 正和

<p>さいたま東村山線</p>	<p>路線名</p>
<p>新座市野火止三丁目九一七番二地先から 同市野火止三丁目九二七番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年十月二十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
	<p>備考</p>



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年九月十六日

指令川建セ第二五〇一五五一号

二 検査済証番号

平成二十六年十月十五日

川建セ第二六〇〇九八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字腰越字大久保二八八番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県和光市本町三一―二―三一―

神部 健朗

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十六年十月九日

指令越建セ第二六〇〇〇六一号

### 二 検査済証番号

平成二十六年十月十六日

越建セ第二九六一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字東中四九八―一、―三

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷三百三十三番地

大作 治二

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

## 一 許可番号

平成二十六年十月十日

指令越建セ第二五〇〇八六二号

## 二 検査済証番号

平成二十六年十月十六日

越建セ第二九九一一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千四百十四番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市吉野三百七十三番地一 若宮一〇二

呉 和成